平成24年4月介護報酬改定により、介護者人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に 対応する観点から、所定の疾患を発症した入所者に治療を行い、下記条件を満たした場合に 介護報酬で評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## 所定疾患施設療養費について

- 1. 対象となる入所者の状態は次の通りであること
  - イ 肺炎
  - □ 尿路感染症
  - ハ 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
- 3. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。
  - また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 4. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 6. 算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

## 令和元年度 算定状況

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	0	0	0	0	1	1
	治療日数	0	0	0	0	7	6
尿路感染症	人数	6	4	15	6	4	5
	治療日数	35	26	76	30	23	22
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0

診断名		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	0	1	0	0	0
	治療日数	7	0	7	0	0	0
尿路感染症	人数	4	7	5	6	8	9
	治療日数	28	40	22	22	43	48
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0